

2024 年 3 月 25 日

国土交通省

不動産・建設経済局長 塩見 英之 殿

一般社団法人日本建設業連合会
会 長 宮 本 洋 一

下請取引適正化に向けた
自主行動計画の改定にあたっての要望書

平素より、当会の活動につき格別のご指導、ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

当会では、貴省の依頼を受け、3 月 22 日、「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」を改定いたしました。

今後、同自主行動計画に基づき、支払い条件等の改善に努めてまいることとしておりますが、貴省において、下記について対応を図っていただくようお願いいたします。

記

1. サプライチェーン全体での取引の適正化を図るためには、その出発点として発注者と元請企業との取引が適正に行われることが前提となることを踏まえ、公共工事の発注者や民間工事の発注者に対して、適正な請負代金の設定、支払条件の改善、適正な工期の確保を強く働きかけること。
2. 電子記録債権への移行を進めるにあたっては、そもそも令和 8 年の約束手形の利用廃止という政府の方針や代替手段としての電子記録債権という制度自体が中小企業等にはいまだよく知られていないという知名度の課題に加え、支払側と相手先の利用する電子債権記録機関が異なる場合には利用できないという互換性の課題があることから、これらの課題の解決に向けた積極的な対策の推進を関係省庁に働きかけること。

以上